

酒田市ボランティアセンター運営委員会設置要綱

(目 的)

第 1 条 酒田市ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という）運営要綱第 4 条に基づく運営委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役 割)

第 2 条 委員会の役割は、ボランティア活動推進の方策、事業等に対して助言、提言を行う。

(委員構成)

第 3 条 委員会の委員（以下、委員という。）は、次に掲げるもののうちから 10 名以内をもって構成し、会長が委嘱する。

- 1 ボランティア並びに市民活動団体
- 2 福祉関係団体
- 3 商工関係団体
- 4 行政機関
- 5 住民自治団体
- 6 学識経験者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、但し、再任は妨げない。

2. 委員が欠けた場合に就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

(正副委員長の職務)

第 6 条 委員長は会務を主宰する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第 7 条 委員会は必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

(庶 務)

第8条 委員会の事務局は、ボランティアセンターが担当する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。